

【令和8年度税制改正①】 基礎控除・給与所得控除の引き上げで 所得税の負担が軽減されます！

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除の引き上げ・給与所得控除の最低保障額の引き上げが行われました。

これらの改正は、原則として、令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税について適用されます。

基礎控除の額

合計所得金額	令和7年分	令和8年分・令和9年分
132万円以下	95万円	104万円
132万円超～336万円以下	88万円	
336万円超～489万円以下	68万円	
489万円超～655万円以下	63万円	67万円
655万円超～2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超～2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

給与所得控除の額

給与等の収入金額	令和7年分	令和8年分・令和9年分
190万円以下	65万円	74万円
190万円超～220万円以下	収入金額×30%+8万円	
220万円超～360万円以下	収入金額×30%+8万円	収入金額×30%+8万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20%+44万円	収入金額×20%+44万円
660万円超～850万円以下	収入金額×10%+110万円	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円(上限)	195万円(上限)



何が変わるの？

合計所得2,350万円以下の全ての人の控除額が引き上げられるので、多くの人で所得税の軽減が期待されます。

また、給与所得者の所得税のかからないライン（年収の壁）も基礎控除と給与所得控除の引き上げに伴い上昇するので、働き控えの解消にも繋がります。

所得税のかからない給与の年収（年収の壁）

令和7年分
(改正前)

基礎控除額
95万円

給与所得控除額
65万円

▶ 160万円

令和8年分
令和9年分
(改正後)

基礎控除額
104万円

給与所得控除額
74万円

▶ 178万円

※令和8年7月現在の法令による

吉川和章税理士事務所

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



054-255-1872



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！